

1. 目的 柔道の基本技能を正しく修得し、わが国の将来をになう心身ともに健康な小学生児童を育成するとともに、相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 主催 全日本柔道少年団、財団法人講道館、財団法人全日本柔道連盟、読売新聞社
3. 後援 文部科学省、東京都教育委員会、NHK
4. 共同主管 財団法人東京都柔道連盟、東京都柔道少年団
5. 期 日 (1) 平成20年5月4日(日) 合同錬成 午後2時~4時(自由参加)
(講道館指導員・全柔連強化コーチ及び強化選手による基本錬成、技の解説、指導稽古)
(2) 計量 合同錬成終了後、選手全員の計量を行う。
(3) 平成20年5月5日(月・祝日) 試合錬成 午前9時開始
6. 会 場 講道館 大道場 〒112-0003 東京都文京区春日 1 16 30
大会事務局: 03(3818)4246・5639
道場受付: 03(3818)4893
7. 参加資格 (1) 各都道府県柔道連盟(協会)の選考により、1チームが代表参加する。但し開催地は2チームとする。
(2) 参加する選手は、原則として平成20年4月30日現在、小学校5年生・6年生の男・女。但し、5年生の補充として4年生をもって充てることもできる。
(3) 出場するチームは、全日本柔道連盟に団体登録をしていること。また、選手はその団体から登録をしていること。
(4) 参加チームの監督は、全日本柔道連盟に指導者登録をしていること。
(5) 皮膚真菌症(トラブランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。
もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
8. チーム編成 (1) 団体試合
イ) チームの編成は分団、または道場単位とする(混成チームは認めない)。
ロ) 1チームの人員は監督1名、選手5名とする。
ハ) 選手の編成は大將、副將、中堅は6年生。次鋒・先鋒は5年生または4年生とし、学年順に配列する。ただし、下学年の児童が上学年の児童の位置に出場することはできる。
また、選手は各学年順に配列し、同学年内は「体重順」に配列すること。
二) 選手変更は原則として認めない。
ただし、突発的事故(負傷、病気等)の場合は医師(整復師)の診断書を添え、大会前日の錬成後、計量時に選手変更係に届け出る事。

ホ) 当日の事故等によって出場できなくなった場合は欠員のままとする。

(2) 個人試合

イ) 団体試合に出場する各チームの選手のうちから、5年生または、4年生1名、6年生1名、計2名が出場できる。

ロ) 個人戦の選手の変更は認めない。

9. 試合方法 (1) 団体試合

イ) 試合は、トーナメント法で行う。

ロ) 各チーム5名の点取り対抗戦とし、試合毎のオーダー変更は認めない。

ハ) 勝敗決定の方法は、次のとおりとする。

勝ち数の多いチームを勝ちとする。

勝ち数が同じときは内容(「一本勝ち」「技あり」の勝ち数)による。

内容も同じときは代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。(第40条(3)適用)

(2) 個人試合

イ) 4年・5年生の部と、6年生の各々についてのトーナメント法で行う。

10. 審判規定 (1) 講道館柔道試合審判規定・少年規定による。

(2) 試合時間は団体、個人共に2分間。

(3) 優勢勝ちの判定基準

イ) 団体戦 規定第40条(2)以上による。

(ただし、代表戦は第40条(3)適用)

ロ) 個人戦 規定第40条(3)とし、必ず優劣を決する。

11. 表彰 (1) 団体、個人共に第1位から第3位までを表彰する。

(2) 団体戦出場選手の中より技術優秀賞10名、個人戦出場選手の中より敢闘賞5年生(4年生)で4名、6年生で4名(計8名)を表彰する。

(3) 参加者全員に参加賞を授与する。

12. 申し込み (1) 都道府県柔道連盟(協会)は大会事務局から送付する所定の申し込み用紙に必要事項(保護者承認印の無い者は無効とする)を記入し、大会事務局に申し込むこと。

(2) 申し込み先 第28回全国少年柔道大会事務局

〒112-0003 東京都文京区春日1 16 30 講道館内

東京都柔道連盟 電話 03(3818)4246・5639

(3) 申し込み締め切り 平成20年3月31日(月)必着

13. 組合わせ 平成20年4月4日(金)午後4時、大会事務局において主催者が行う。

14. 保険 傷害保険(試合のみ)

(1) 参加者全員が傷害保険に加入し、その費用は主催者が負担する。

なお、大会出場にあたり事前に医師の健康診断を受けて、異常(試合に出場するについて支障)がないことを確認しておくこと。

(2) 健康保険証を持参すること。

15. 旅費の補助 (1) 監督 1 名、選手 5 名の旅費は、大会旅費規定により各道府県庁所在地から東京電環までの普通往復運賃を主催者が負担する。

(2) 旅費は 5 月 4 日、監督会議で支給する。(監督は当日、印鑑持参のこと)

16. その他 (1) 弁当申込書・宿泊先報告用紙は大会要項に添えて送付する。

(2) 大会当日の昼食(監督 1 名・選手 5 名分)は主催者が用意する。

(講道館地下レストラン「ジェビアン」で、食券と引換のこと。)

(3) 諸会議等

審判会議 5 月 4 日 午後 4 時 30 分 講道館 新館 2 F 教室

監督会議 5 月 4 日 午後 5 時 講道館 新館 2 F 教室

(4) ゼッケン(県名と名字入り)を、柔道衣に着用して試合すること。

ゼッケンを取り付けない選手は出場できない。

途中で外れることのないよう、しっかり縫い付けること。

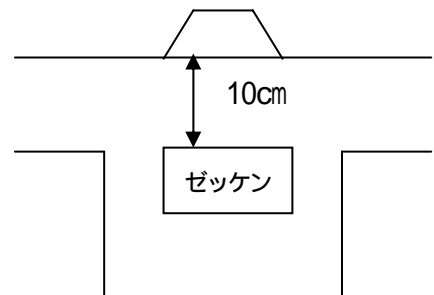
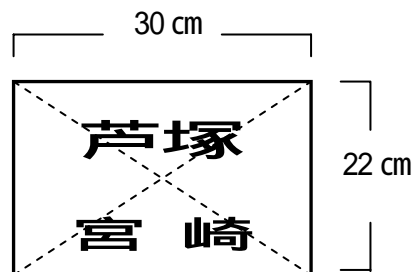
布地は白色(晒・太綾)。

サイズは横 30cm ± 3cm、縦 22cm ± 3cm。

名字(姓)は上側 2/3、県名は下側 1/3。

書体は太いゴシック体、または明朝体で 男子は黒色、女子は濃赤色。

縫い付けの場所は後ろ襟から 10cm 対角線にも強い糸で縫い付ける。



お願い

本大会は、身体的にも精神的にも発育途上の小学校児童の大会であることを常に念頭におかれて、特に危険防止について考慮されたい。また、礼法を正しく行わせることはもとより、姿勢組み方についてもご配慮・ご指導をお願いしたい。

「講道館柔道試合審判規定・少年規定」(取り扱い統一条項)

1. 「加えるもの」関係の見解について

(1)〔「立ち勝負」のとき〕関係

ア〔相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。〕関係

「後ろ襟」とは、「取り扱い統一条項」の「柔道衣の各部の名称」のとおりとする。
「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの首の後ろ側(うなじ)の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き上げて側頸部にずらした場合でも反則とする。

「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、〔瞬間的(1~2秒程度)〕の規定にかかわらず、特例として認める。

注)中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

(平成12年1月12日改正)

イ〔両膝を最初から畳について背負投を施すこと。〕関係(平成12年1月12日改正)

両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合とは反則とはしない。

ウ〔いきなり相手の足(又は脚)をとること。〕関係

(以下、「いきなりの足とり」に省略)

相手が技をかけてきたとき、変化して「足をとって」投げた場合、又は自分の技から連絡して「足をとって」投げた場合は認められる。

「手で相手の足(又は脚)をとる」投技の中には、朽木倒、踵返があるが、これらの技を施す場合、相手と離れているときは当然のことながら、片手で襟、又は袖を握っているとき、もしくは、両手で組んでいるときであっても、「いきなりの足とり」は反則となる。

(中学生の場合は、試合者の程度に応じて、片手で襟、又は袖を握っている状態から、相手の足(又は脚)をとって技を施すことは認められる。)

(平成12年1月12日改正)

肩車の場合は、「いきなりの足とり」とは解釈しない。

(2)〔関節技を用いること。及び絞技のうち、三角絞を用いること。〕関係

寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。

寝技のときに、意志はなかったが関節技が利いた場合は「待て」と宣告して立たせる。

(注)小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技が利いた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

(3)〔次の技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れこむようにして巻き込んだ技をいう。

「相手の首を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の首に巻きつけて施した場合のみをいう。

2. 「置き換えるもの」関係の見解について

(1)〔第27条「抑え込み」及び「解けた」の宣告〕関係

「抑えられている試合者が、両膝とも畳についた形になったとき」の見解について

この両膝とも畳についた形とは、試合者の腰が上がった状態が2，3秒続いた場合で、両膝頭とも畳についた場合をいう。